

第1節 総則

(目的)

第1条 この消防計画書は、消防法第8条第1項に基づき、山梨英和大学（以下「本学」という。）における防火管理業務について必要な事項を定めて火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第2条 この消防計画書は、本学の教職員、学生及び出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、この消防計画について一切の権限を有するとともに次の業務を行う。

2 消防計画書の運用推進に関する事項

(1) 消防計画書の検討及び変更

(2) 消火、通報、避難及び避難誘導等の訓練の実施

(3) 建物、電気設備、火気使用設備等の検査の実施

(4) 教職員及び学生に対する防災教育の実施

(5) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督

(6) 防災ポスター、防災指導資料の作成及び掲示

(7) 管理権原者（所有者）に対する防火管理上必要な報告及び助言

3 消防機関等への報告、連絡、届出等に対する事項

(1) 消防計画書の提出（改正の都度）

(2) 消防用設備等の点検結果の報告

(3) 建物及び諸設備等の変更又は設置時の報告、連絡等法令に基づく諸手続

(4) 消防用設備等の点検、建物等の検査並びに教職員及び学生の教育、訓練等に必要な指導員の派遣要請

4 火災予防上必要な措置に関する事項

(1) 改築、模様替え等の工事中における火気使用の制限又は立ち会い。

(2) 火気使用又は取扱の指導

第2節 予防管理対策

(予防管理組織)

第4条 予防管理組織は、火災予防のための組織及び自主点検、検査を行うための組織とする。

2 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに階ごと又は一定区域ごとに防火担当責任者を定め、その編成及び任務は別表1のとおりとする。

3 建物、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の機能を適正に維持するため、別に定める点検、検査表に基づき、定期的に点検、検査を行うものとし、その実施者及び実施日は別表2による。

4 平素における点検、検査は、防火管理者及び防火担当責任者が外観的事項等について随時実施する。

5 教職員及び学生は、自己の管理又は所有する火気使用器具、電気器具及び消火器具等について適宜点検、検査を行い、不備欠陥のある設備、器具については整備改修に努めること。

(点検、検査結果の記録及び報告)

第5条 防火管理者は、点検、検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに、管理権原者に報告し、不備欠陥事項については改修等の促進を図る。

2 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、3年に1回甲府中央消防署長に報告する。

(教職員及び学生の順守事項)

第6条 教職員及び学生は、火災予防上及び人命安全を図るため、次の事項を順守すること。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等の管理を徹底し、学内の火災予防に努めること。

(2) 灯油、ガソリン等の危険物類の使用又は保管にあたっては、定められた数量を超えることのないように留意するとともに、適切な使用、保管に努めること。

(3) 廊下、階段等避難の際に使用する施設には、避難に障害となる物品等を置かないこと。

(4) ベランダには、火災の延焼拡大要因となる多量の可燃物を置かないこと。

(5) 消防用設備等の周囲には、使用の際、障害となる物品等を置かないこと。

(6) 建物に設置された消火器は、みだりに移動しないこと。

### 第3節 自衛消防活動対策

(自衛消防組織等)

第7条 本学の自衛消防組織は、事務部長を自衛消防隊長とし、防火管理者を自衛消防副隊長とする山梨英和大学自衛消防隊を設置し、その任務及び構成は、別表3のとおりとする。

2 自衛消防隊の装備は次のとおりとし、その管理は防火管理者が行う。

(1) 携帯用拡声器

(2) 懐中電灯

(3) 警笛

(4) ロープ

(5) 消火器

(6) 応急救護品

### 第4節 震災対策

(震災予防措置等)

第8条 地震の災害等を防止するため、第2節に定める予防管理対策と合わせて、次の事項を行う。

(1) 建物付属工作物及び高所の物品等の落下、転倒、破壊の防止措置

- (2) 危険物類の漏洩防止措置
  - (3) 長期休業する場合は、火気使用設備器具、電気設備器具等の安全措置
  - (4) その他地震対策に対する必要な事項
- 2 東海地震等注意情報の発表を知った教職員は、直ちに防火管理者に報告し、防火管理者は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認の上、次のとおり対応する。
- (1) 東海地震等注意情報発表の事実を教職員及び学生に伝達する。
  - (2) 自衛消防隊の任務の確認
  - (3) 警戒宣言発令時における教職員及び学生の取扱及び業務の確認
  - (4) 出火防止のための応急措置及び設備等の点検
  - (5) 教職員及び学生の帰宅決定（警戒宣言発令時には、公共交通機関が原則運行停止するため、遠方者を中心に早めの帰宅を実施）及び残留者の確認
  - (6) その他必要な事項
- 3 大規模地震対策特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合には、消防計画に従うとともに、自衛消防隊は第7条別表3に定める任務を遂行する。  
また、原則として大学は、休校とする。
- 4 地震発生時の活動は、第3節に定める事項の他、次による。
- (1) 教職員及び学生は、火気使用設備器具の使用停止、ガス栓の閉止及び出入口の開放等の措置を行うこと。
  - (2) 火災が発生したり、負傷者が出た場合は、教職員及び学生全員が一致協力して、消火及び負傷者の救護等に全力をあげること。
  - (3) 隊長は、建物内の被害状況及び建物周辺の火災発生等の把握に努め、必要事項について教職員及び学生に対して情報提供を行うこと。
  - (4) 避難の開始は、防災機関からの避難命令又は隊長の状況判断によるものとし、教職員及び学生は統一的行動をとるよう努めること。
  - (5) 避難にあっては、隊列を組み、全員徒歩とし、自動車による避難は行わないこと。
  - (6) 避難場所は、前庭とする。
- 5 本学は、地震災害に備えて、非常用食糧、飲料水、衣類、毛布、携帯ラジオ、懐中電灯及び衣料品等を準備しておくよう努めること。

#### 第5節 防災教育及び訓練

(防災教育、訓練の実施)

- 第9条 教職員及び学生の防災知識の高揚及び自衛消防隊の技術の向上を図るため次により防災教育、訓練を行う。
- (1) 消防計画書の周知徹底を図る。
  - (2) 防火講演会等を積極的に開催する。
  - (3) 消火、通報連絡、避難誘導等の訓練、それぞれの任務ごとに定期的実施するほか、総合訓練は7月に実施する。
  - (4) 震災訓練は、市町村等が実施する訓練に全員が積極的に参加する。
  - (5) その他防火管理者が必要とみとめる事項
- 2 自衛消防訓練を実施する場合は、防火管理者が、事前に消防署へ連絡するとともに実施結果については「防火対象物維持台帳」に記録する。

第 6 節 休日及び夜間の警備体制

(休日及び夜間の警備体制)

第 10 条 休日及び夜間の警備体制は、次のとおり委託するものとする。

受託者の氏名（法人名）、住所、TEL

氏 名（法人名） 日本連合警備 株式会社

住 所 甲府市後屋町 3 6 3 番地

T E L 0 5 5 - 2 4 3 - 3 3 3 1

自火報装置遠隔移システムによる防火管理業務

① 待機場所 警備会社

② 到着所要時間 10 分以内

③ 委託する防火対象物範囲 すべての構築物

④ 委託する時間帯 24 時間

(休日及び夜間における初動体制)

第 11 条 休日及び夜間における初動体制は、契約警備会社に一任しており、自動火災報知設備が警備会社へ通報され現場へ急行した警備員が、初動活動を行うとともに消防機関へ通報するものとする。

附 則

1 この消防計画は、2002年4月1日から施行する。

2 山梨英和短期大学消防計画書（1996年4月1日制定）及び山梨英和短期大学地震防災計画（1980年1月29日制定）並びに山梨英和短期大学地震防災計画実施細則（1980年12月16日制定）は、廃止する。

附 則

この消防計画は、2005年4月25日から施行する。

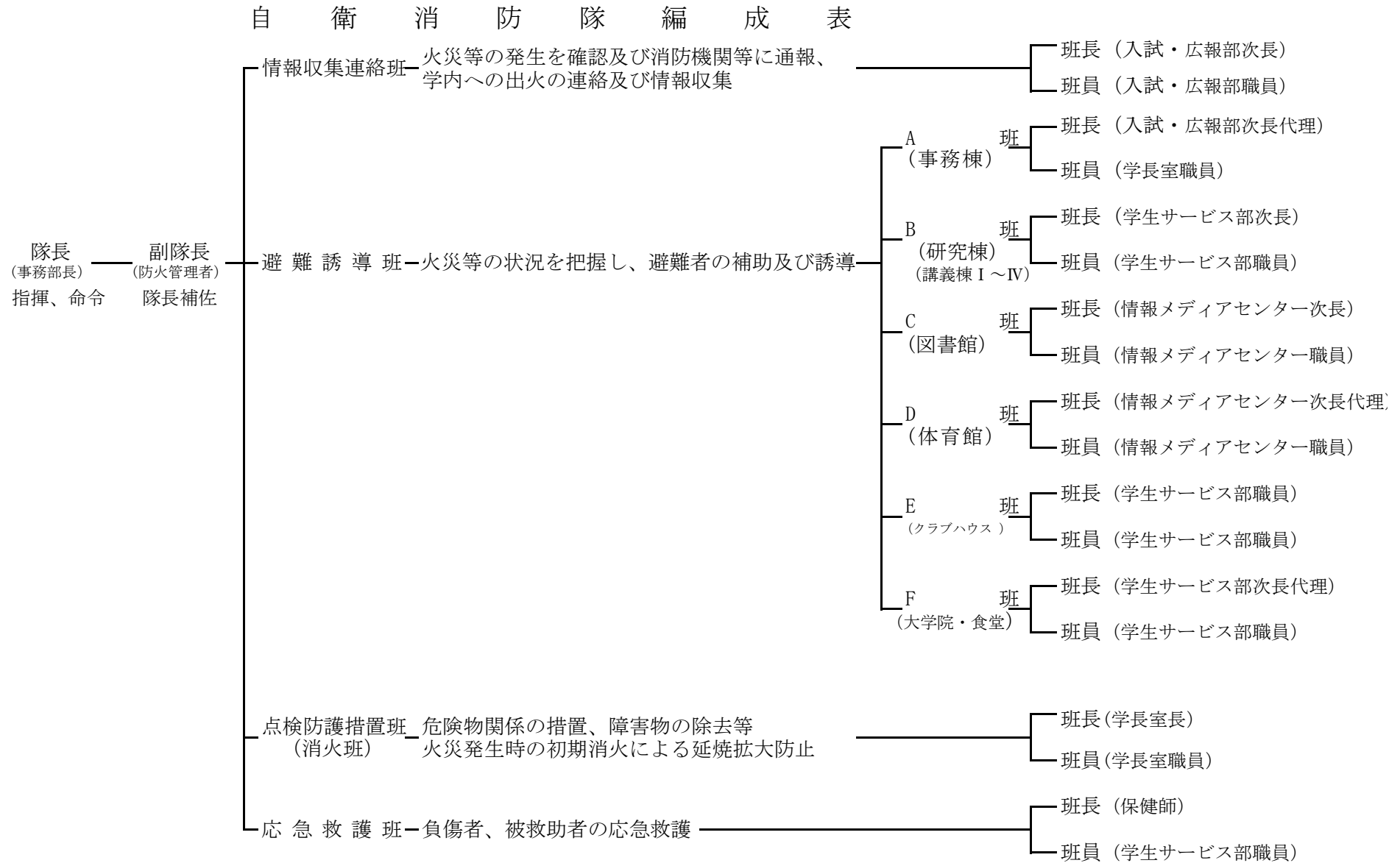
附 則

この消防計画は、2014年5月30日から施行する。

附 則

この消防計画は、2016年4月1日から施行する。

別表3 自衛消防隊編成表



(注) 1 授業中に事態発生の場合は、授業担当教員の指示に従う。  
 2 隊長に事故あるとき又は不在のときは、副隊長がその職務を代理する。